

食中毒発生に関する特約条項

(総 則)

第1条 甲及び乙は、乙が納入した物品 により
食中毒が発生した場合、この特約条項の定めるところに従い、また、
特約条項に定めないことについてはそのつど協議する。

(代金の請求)

第2条 食中毒発生時の代金は、喫食した後であっても乙は甲に請求しな
い。

(入院治療費等の代金)

第3条 食中毒に伴う入院治療等の費用は喫食者が完治するまで乙が責任
をもって負担する。